



国税庁のホームページで
所得税の確定申告書が作成できます。

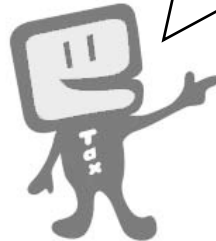
URL <http://www.nta.go.jp>



ここを
クリック

申告期限は

3月16日(月)です



期限間近は窓口が混雑します
税の申告はお済みですか？

個人住民税：町税務課課税第一係 ☎ 34・2112
所得税：桜井税務署 ☎ 42・3501

本紙2月号でお知らせしました個人住民税（個人町・県民税）と所得税の申告の受付が、2月16日(月)から始まっています。

申告期限は3月16日(月)です。期限間近になると窓口が混雑しますので、早めに申告をお済ませください。



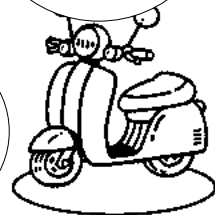
■各車種の手続き場所

車種	手続き場所・電話番号
原付など (125 cc以下)	町税務課課税第一係 ☎ 34-2112
軽二輪車 (250 cc以下)	奈良県軽自動車協会 ☎ 0743-58-3700
二輪小型自動車 (250 cc超)	近畿運輸局奈良運輸支局 ☎ 050-5540-2063(ヘルプデスク)
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会奈良事務所 ☎ 050-3816-1845

このようなきときは、
4月1日までに
廃車・名義変更などの手続きを

知人などに
譲った

廃車手続きを
しないまま
解体
してもらった



忘れていませんか？
単車、軽自動車などの廃車・名義変更届

税務課課税第一係 ☎ 34・2112

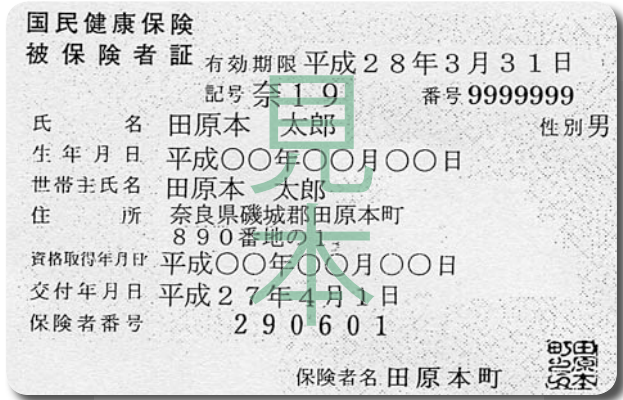
軽自動車税は毎年4月1日現在で、単車や軽自動車などを所有している人に課税されます。(月割り計算は行いません)

すでに廃車などを行っている場合は、4月1日までに手続きをしないと、平成27年度分の税金を支払うこととなりますので、ご注意ください。なお、手続きの方法・受付場所は車種によって異なりますので、上記の各窓口へお問い合わせください。

●普通自動車の場合

普通自動車は、自動車税として県の税収になります。普通自動車の移転登録(名義変更)や抹消登録(廃車)などの各種手続きは、近畿運輸局奈良運輸支局で行ってください。検査・登録の手続き案内は、ヘルプデスク(☎050・5540・2063)で24時間行われています。

また、近畿運輸局ホームページ(<http://www.tb.mlit.go.jp/kiniki/>)に各種手続き案内が掲載されています。3月末は、自動車の検査・登録の各種申請が集中して窓口が大変混雑します。各種手続きはできるだけ早くお済ませください。



▲新しい被保険者証

新しい国民健康保険被保険者証を交付します

現在お使いの被保険者証の有効期限は3月31日まで

住民保険課 国保医療・年金係 ☎ 34・2097

現在お使いの国民健康保険（国保）被保険者証は、3月31日までしか使うことができません。それに伴い、4月1日からの新しい被保険者証を交付します。

なお現在お使いの被保険者証は、4月以降に住民保険課へ返却して

ただくか、裁断するなどご本人で確実に処分してください。

被保険者証の有効期限

平成28年3月31日まで

ただし、年度途中で75歳になる人は、誕生日の前日までです。

※後期高齢者医療制度へ移行するため

交付方法

■保険税を完納している世帯

3月下旬に新しい被保険者証を簡易書留郵便で送付しますので、受領印と引き換えにお受け取りください。不在の場合は「郵便物お預かりのお知らせ」が配達されますので、これと印鑑・本人確認のできるものを持って、日本郵便株式会社田原本郵便局で受け取るか、配達希望日を記入してポストに入れてください。

被保険者証が届かない場合や内容に誤りがある場合は、住民保険課へご連絡ください。

■保険税に未納がある世帯

保険税に未納がある場合は、新しい被保険者証を郵送しません。世帯主か、世帯主の委任を受けた代理人がお越しください。

税務課で未納保険税について納税相談をされた後、住民保険課で被保険者証を交付します。

■口座振替のご案内

保険税の納付には口座振替が便利です。一度手続きをすると、指定された預金口座から納付期日に合わせて自動的に保険税が引き落とされます。

希望する場合は町指定の金融機関に、保険税の納付書、通帳、通帳の届出印を持って、窓口に着てある依頼書に必要事項を記入してお申し込みください。

※町外の金融機関などの窓口には依頼書がありませんので、税務課（☎ 34・2111）へ事前にご連絡ください。

あなたの悩みに気づきたい

折込の「相談窓口一覧」を活用しましょう

保健センター ☎ 33-8000

普段の生活の中で、ストレスや健康問題、心配ごとなどで「ちょっと疲れたな」と感じることはありませんか。小さな問題でも重なれば生きづらさにつながり、気づけばとてもつらいと感じる状況に陥ったり、命に危険が

及ぶこともあります。

自分には関係ないと思っても、家族や周囲の人が「いつもより元気がないな」と思った時にはひとこと声をかけることで、問題を未然に防ぐことができる場合があります。

町では人の生きづらさを減らす取り組み(自殺予防)の一環として、本紙の折込チラシ「相談窓口一覧」を作成しました。

困ったことがあるときは、周りの人や支援機関などにひとこと助けを求める勇気を持ちましょう。